

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第74回）議事概要

1 日 時

平成28年9月27日（火）13時58分～15時6分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、関口 博正、
長田 三紀、三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

（2）総務省

富永総合通信基盤局長、巻口電気通信事業部長、秋本総合通信基盤局総務課長、
竹村事業政策課長、堀内事業政策課市場評価企画官、藤野料金サービス課長、
内藤料金サービス課企画官、廣重電気通信技術システム課番号企画室長

（4）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）諮問事項

ア 電気通信事業法第12条の2第4項第2号の規定による特定電気通信設備の指
定について【諮問第3087号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行うこととした。

【内容】

電気通信事業法においては、第一種・第二種指定設備設置者又はそのグループ会
社が、グループ外の「特定電気通信設備」の設置者と合併等を行う場合に電気通信
事業の登録の更新が必要とされているところ、当該特定電気通信設備の指定に関す
る告示を改正するもの。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並
びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバー
サルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及
び徴収方法の認可）について【諮問第3088号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行うこととした。

【内容】

ユニバーサルサービス制度に基づくNTT東西に対する交付金の額及び交付方法並びに各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法を定めるもの。

ウ 電気通信番号規則等の一部改正について【諮問第3089号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行い、提出された意見を踏まえ、電気通信番号委員会において調査・検討を行うこととした。

また、「電気通信番号規則」の改正に伴い「電気通信番号規則」を引用する「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則」についても所要の改正を行う必要が生ずるものであるが、対象となる電気通信番号を明確化する形式的な改正のみであることから、ユニバーサルサービス委員会での調査は不要とした。

【内容】

M2M (Machine to Machine) サービス等に係る電気通信番号の需要増加対策及び携帯電話番号の逼迫対策のためにM2M等について専用番号を導入するべく電気通信番号規則をはじめとする関係省令等を改正するもの。

(2) 報告事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成27年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

【内容】

NTT東西の平成27年度におけるユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化の実績及び平成28年度の計画について総務省から報告があったもの。なお、本件は、平成18年11月に情報通信審議会電気通信事業部会において答申した「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」の際に、要望事項として付された、「経営効率化の推進」についての報告。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧下さい。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡下さい。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・宇佐美

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp